

長野県議会災害対策連絡本部設置要綱

平成25年3月8日
議会運営委員会決定

(目的)

第1 この要綱は、本県において一定規模以上の災害が発生した場合における本県議会の対応について、必要な事項を定めることにより、災害発生後の初期段階における適切な対応に資することを目的とする。

(災害対策連絡本部の設置)

第2 本県において災害が発生し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の規定により長野県災害対策本部（以下「県対策本部」という。）が設置された場合であつて、かつ、議長が必要と認める場合においては、議長は正副議長並びに所属議員2人以上の党派を代表する者をもって構成する長野県議会災害対策連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置するものとする。

2 連絡本部長は、議長をもって充て、連絡本部の副本部長は、副議長をもって充てる。

3 連絡本部の会議は、長野県議会会議規則（昭和35年議会規則第2号）別表に定める各会派代表者との打合せ会議の開催をもって代えるものとする。

4 連絡本部の事務局（以下「事務局」という。）は、県議会事務局内に置く。

(連絡本部の役割)

第3 連絡本部の役割は、次のとおりとする。

(1) 各議員の被災の有無を確認すること。

(2) 県対策本部から被災状況及び災害対応に関する情報を収集し、各議員に随時連絡すること。

(3) 議員からの災害対応に関する意見及び要望事項を集約し、県対策本部へ伝達すること。

(4) 協議・調整の上、必要に応じ全員協議会の開催等を議長へ要請すること。

(連絡本部等と各議員との連絡)

第4 連絡本部と各議員との連絡は、事務局を通じて行うものとし、各議員は、これに用いる主な連絡手段をあらかじめ事務局に届け出るものとする。

2 議員は、災害対応に関し、執行部に意見・要望事項がある場合においては、前項の連絡手段を通じ、事務局に伝えるものとする。

(連絡本部の解散)

第5 連絡本部は、県対策本部が解散したときに解散するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、議長は必要と認める場合においては、連絡本部の解散を前項の時期と異なるときに行うことができる。

(補則)

第6 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に議長が定める。